保護者　様

別紙　新型コロナウイルス感染症届出書

志摩市教育委員会

新型コロナウイルス感染症による出席停止と届出書の提出について

　新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他への感染防止のため、医療機関を受診した場合には、医師の指示に従い、療養してください。この期間については、出席停止となります。

　また、検査キット等により感染を確認し、医療機関を受診しない場合には、下の表を参考に療養してください。この期間については、出席停止となります。

　なお、登校ができるようになりましたら、保護者の方が下の届出書を記入し、学校へ提出してください。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間及び登校可能日について

「発症した日を０日とし５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」



※当初は無症状であり、療養中に症状が出てきた場合は、病状が発症した日を発症日として有症状の場合の基準に沿って

療養してください。

き　　り　　と　　り

新型コロナウイルス感染症届出書

学校長　様

　　　年　　　組　児童生徒名

【療養期間】　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日まで

【受診した場合の医療機関名】

令和　　年　　月　　日

保護者名